

□ J P A 震災情報 (第 25 報) -----2011.4.13-*

-----発行：日本難病・疾病団体協議会 (J P A) 事務局

患者団体、関係者のみなさんへ

J P A 震災情報「第 25 報」をお届けします。(水谷)

★厚生労働省が被災地向けの「生活支援ニュース」第 2 号を出しました

★被災地での障害福祉サービス、自立支援医療等の利用についてのリーフレットの作成

★ニュースから

◎被災地の在宅医療、長期の支援が必要 (C B ニュース)

【通知・生活支援ニュースなど】

○被災地向け「生活支援ニュース」第 2 号を厚労省が発行。避難所など、1 人でも多くの被災者にわたるよう、協力を。

厚生労働省の発行したパンフレット・リーフレットなど

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000017y8m.html>

(厚生労働省のトップページ右のバナー「生活支援ニュース」から入れます)

「生活支援ニュース」第 2 号(PDF:1.97MB)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014uzs-img/2r98520000018rrs.pdf>

(以下、お願い文を全文テキストで貼り込みます。)

平成 23 年 4 月 12 日(火)

被災者、支援者、行政関係者等のみなさまへ

厚生労働省 「生活支援ニュース」第 2 号をお届けします。

東日本大震災から 1 カ月が経ちました。みなさま、まだまだ不便な生活を送られていることと思います。先週発刊した「生活支援ニュース」、第 2 号をここにお届けします。このニュースが、少しでも皆さんのお役に立つことを祈っています。

《このバッグには、以下のものが入っています。》

○ 生活支援ニュース(本体) 50 部

○ 生活支援ニュースの掲示用大型ポスター 2 部... 避難所の目立つところに、貼ってください。

○ カード型ルーペ(むしめがね) 10 枚... 数に限りがあります。必要な方みんなで共用してく

ださい。

《被災地の支援に入られている方々や、行政関係者の皆さんへ》

支援に入られている方々や、全国の行政関係者の皆さんが、被災地の支援等に日々取り組まれていることに、心より敬意を表します。この「生活支援ニュース」第2号は、第1号に引き続き、避難所の存在する市町村の役場や、一部の大きな避難所(概ね約300人規模以上)などにお送りしています。すべての避難所等に送ることができている訳ではありません。また、交通事情等によっては、到着時期にかなりの幅があるようです。役場や大規模避難所等においてこのニュースの入っているバッグをお受け取りになった支援者・行政関係者の方におかれては、お手数ですが、可能であれば、是非とも携行していただき、他の近隣避難所等におられる1人でも多くの被災者の方々にも、このニュースをお届けいただければ幸いです。

以上

★第1号は白いバッグ、第2号(今号)は薄青色のバッグに入っています。第1号のバッグが余っていたら、あわせて配布願います。

○障害者自立支援法に基づく障害者(児)への福祉サービス、

自立支援医療等の利用について(4月13日付、障害保健福祉部企画課自立支援振興室、同障害福祉課、同精神・障害保健課

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000191eu-img/2r985200000191jn.pdf>

被災地の障害者(児)向けに、障害者自立支援法に基づく障害者(児)への福祉サービス、自立支援医療等の利用についてのリーフレットを作成したので活用を。

(以下、リーフレットの全文をテキスト貼り込みします)

障害者自立支援法に基づく障害者(児)への福祉サービスや自立支援医療などの利用について

東日本大震災に伴い、以下のような障害者□障害者私立支援法に基づく障害者(児)への福祉サービスや□□□援医療などに関する弾力的措置が行われています。

1 受給者証なしでサービスが受けられます。(これまでサービスを受けられていた□)

○受給者証の交付を受けていること、氏名、生年月日、居住地を申し出れば、受給者証がなくても事業者からサービスを受けたり、医療機関、薬局で受診や薬の受け取りをすることが可能です。

(あわせて受給者証の再交付を市町村に申し出てください。)

2 今まで利用していた以外の事業者から同様のサービスを受けたり、医療機関、薬局でも受診や薬の受け取りをすることが可能です。

3 利用者負担の免除又は支払の猶予を受けられます。

- 事業者や医療機関の窓口でご相談ください。
- (1) 災害救助法が適用されている被災地域の住民であり、
- (2) 以下に該当する方
 - ①住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
 - ②主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負った方
 - ③主たる生計維持者が行方不明である方
 - ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
 - ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
 - ⑥福島第1・第2原発の事故に伴い政府の避難指示等の対象となっている方

4 震災後に□給決定の有効期間が切れたとしてもサービスが利用できます。

○ □給決定の有効期間が3□1□〜8□B0□までに切れる場合は、8□B1□まで期限が自動的に延長されます。

5 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続で受けることができます。

○ 通常の手続をとることができない場合には、ご利用される方からの聞き取りなどで支給決定や支給決定の変更を行うことができます。

※ 上記の取扱いは、地震発生後、被災地域から他の市町村に避難された方も対象となります。

※ 上記の3及び5は、補装具費の取扱いについても同様です。上記の記載事項を含め福祉サービスや自立支援医療などの利用に 関しては、裏面の「お問い合わせ先」にお問い合わせください。

また、その他生活等でお困りの場合は、裏面の「生活等の相談窓口」もごございますので、ご利用ください。

(裏面)

お問い合わせ先

【岩手県】岩□県保健福祉部障がい保健福祉課電話：019-629-5447

【宮城県】宮城県保健福祉部障害福祉課電話：022-211-2539

【福島県】福島県保健福祉部障がい福祉課電話：024-521-7170

【仙台市】仙台市健康福祉局障害企画課電話：022-214-8163

仙台市健康福祉局障害者□援課（□□□援医療）電話：022-214-6135

【厚生労働省】

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課電話：03-3595-2528

精神・障害保健課（自立支援医療）電話：03-3595-2307

生活等の相談窓口

〔障害児・知的障害・発達障害者関係団体災害対策連絡協議会現地対策本部〕

【岩手県】 電話：090-5351-3780

【宮城県】 電話：090-2909-4066 / 090-2909-3965

【福島県】 電話：080-1859-3844

〔発達障害に関する相談先〕 発達障害者支援センター

【岩手県】 電話：019-601-2115（月～金生活等の相談窓口：9:00～17:00）

【宮城県】 電話：022-376-5306（月～金：9:00～16:30）

【仙台市】 電話：022-375-0110（月～金：8:30～17:00）

【福島県】 電話：024-951-0352（月～金：8:30～17:00）

〔こころの健康に関する相談先〕

【岩手県】

災害時ストレス健康相談受付窓☎019-629-9617（9：00～17：00）

【宮城県】

こころの健康相談電話（ホットライン）

0229-23-3703（6：00～9：00）・0229-23-0302（9：00～17：00）・

0229-23-3703（17：00～2：00）

【仙台市】

電話相談専用回線「はあとライン」022-265-2229（月～金：10：00～12：00、13：00～16：00）

夜間電話相談「ナイトライン」022-217-2279（年中無休、18：00～10：00）

【福島県】

こころの健康相談ダイヤル 0570-064-556（☎☎9：00～17：00）

〔目の不自由な方〕

東北関東震災視覚障害者支援対策本部

【本部】 電話：090-1704-0874（終日） FAX：03-5291-7886

【岩手】 電話：090-1704-2448（終日） FAX：019-606-1744

【宮城県】 電話：090-1704-0437（終日） FAX：022-219-1642

【福島県】 電話：024-531-4950（火～日：9:00～17:00） FAX：024-534-0522

〔耳の不自由な方〕

東日本大震災聴覚障害者救援中央本部

【本部】

電話：03-3268-8847（9:00～18:00） FAX：03-3267-3445

【岩手県】

電話：019-601-2710（月～金：10:00～16:00） FAX：019-601-2710

【宮城県】

電話：022-293-5531（8:30～18:30） FAX：022-293-5532

【福島県】

【ニュースより】

○被災地の在宅医療 長期の支援が必要- 【震災1か月】

（2011年04月12日 18:38 キャリアブレイン）

東日本大震災は在宅医療の現場にも深いダメージを与えた。その“爪あと”の深さを探った。

■在宅で増えた褥瘡

保健・医療・福祉の連携により生活を支える医療を目指す「日本プライマリ・ケア連合学会」は3月18日以降、宮城県気仙沼市などの被災地に医師を派遣し、在宅医療の支援活動に当たっている。医師の草場鉄周氏もその一人だ。草場氏は、4月7日から10日までの間、巡回療養支援隊の一員として活動した。

活動中、特に目に付いたのは、「震災後、新たな褥瘡ができてしまう患者が多かった点」だと言う。

草場氏によると、気仙沼市滞在中は、1日に3～5人の患者を診察してきたが、診察した患者全員に褥瘡が確認される日も珍しくなかったという。9日に担当した要介護5の男性（77）も、そんな患者の一人だった。この男性の場合、震災発生後、市内の病院に入院している間に、鶏卵大の褥瘡が腰にできてしまった。

看護師と協力し、壊死した組織を丁寧に切り取るなどの処置を施す草場氏。すべての処置を終えるまでに1時間余りがかかった。男性の症状について、草場氏は「皮膚が壊死し、皮下組織まで見えるⅢ度だが、（傷口から骨が見える）Ⅳ度に近づいている」とし、完治までには「うまくいって2か月、場合によっては半年かかる」と見立てた。

■停電が原因

なぜ震災発生後、褥瘡ができる患者が増えているのか。

日本プライマリ・ケア連合学会のメンバーで、気仙沼市内で2日から支援活動に携わってきた医師の内山良氏は、震災に伴う停電が最大の原因と指摘する。

「停電中、電動ベッドは動かないし、エアマットも使えない。つまり、患者はクッションもない硬いすにずっと座り続ける状態になる。この状態だと、数時間で褥瘡ができてしまう場合もある」中には、骨が見えるステージⅣの褥瘡ができ、緊急入院を余儀なくされた患者もいたという。こうした状況を受け、日本プライマリ・ケア連合学会では、今後半年間は、被災地の在宅医療に対する支援活動を続ける予定だ。

「地元の在宅医療が完全に復興するまで、年単位の時間が必要だろう。その間は支援を継続する必要があるのではないか」（内山氏）

■相次ぐ余震で関連死も

震災に伴う停電が在宅医療に及ぼした影響は、褥瘡の増加だけではない。患者の生命にかかわる事態を引き起こす時もある。人工呼吸器やたんの吸引の機械が動かなくなる場合だ。実際、坂総合病院（宮城県塩釜市）では、109人いた在宅医療の患者のうち、津波で亡くなった人は1人だったが、停電でたんの吸引の機械が動かなくなり、死亡した患者が2人確認された。山形県尾花沢市でも、7日の余震に伴う停電で、酸素吸入器が使えなくなった63歳の女性が死亡している。

気象庁は、マグニチュード7クラスの大型の余震が今後も一定期間発生するとの見通しを示している。つまり、「在宅医療の現場における地震関連死」は、今後も発生する可能性があるのだ。さらに、坂総合病院の看護師・高橋真由美氏は、在宅医療が復興し始めた地域に、重症患者が集中する可能性を問題視する。実際、同病院では、他地域から移って来た脊髄損傷やALS（筋萎縮性側索硬化症）など重症患者の往診を始める予定だという。

高橋氏は「重症の患者の場合、処置や治療に時間がかかる。今後、こうした患者がどんどん増え続ければ、以前から往診していた患者への治療が手薄になる可能性も否定できない。そうした状況を防ぐためにも、在宅医療に対する息が長い支援が必要ではないか」と話している。

★みなさまからの情報をお寄せください。

◎緊急な場合の連絡は水谷の携帯（090-8501-4281）までお願いします。

なお、メールは随時チェックしています。

J P Aホームページ <http://www.nanbyo.jp/>

震災情報ブログページ <http://blog.goo.ne.jp/jpa2011>

（こちらに声をお寄せください）



日本難病・疾病団体協議会（J P A、Japan Patients Association）

事務局長 水谷幸司

〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 2-28 飯田橋ハイタウン 610 号

電話 03-6280-7734 F A X 03-6280-7735

<http://www.nanbyo.jp/> jpa@ia2.itkeeper.ne.jp
